

周南市農業委員会告示第2号

令和5年3月30日

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条に規定する農地法（昭和27年法律第229号）の一部改正に伴い、改正前の同法第3条第2項第5号の規定による下限面積要件に係る別段の面積の公示（令和3年周南市農業委員会告示第1号）を令和5年3月31日限りで廃止する。

周南市農業委員会会長 山下敏彦